

職長等教育の対象業種が食料品製造業等にも拡大 (～令和5年4月から適用 その前に職長等安全衛生教育を受講しましょう～)

職長等に対する安全衛生教育は、安衛法第60条（安衛令第19条）に規定する重要教育の一つですが、令和5年4月からは、全ての食料品製造業と、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業（以下、「食料品製造業等」といいます。）に対象が拡大されます。

宮城県内の労働災害は増加傾向にあり、令和2年の休業4日以上労働災害は、全産業で2,407件（うち死亡15件）、このうち製造業が464件（うち死亡5件）で全産業の19.3%を占めています。

そして、この製造業のうち、食料品製造業は194件（うち死亡2件）で製造業の41.8%を占めており、食料品製造業の労働災害防止は重要な課題であり、職長等教育を受けた職長を選任して必要な職務を遂行することは、これからの労働災害防止に特に重要となっています。

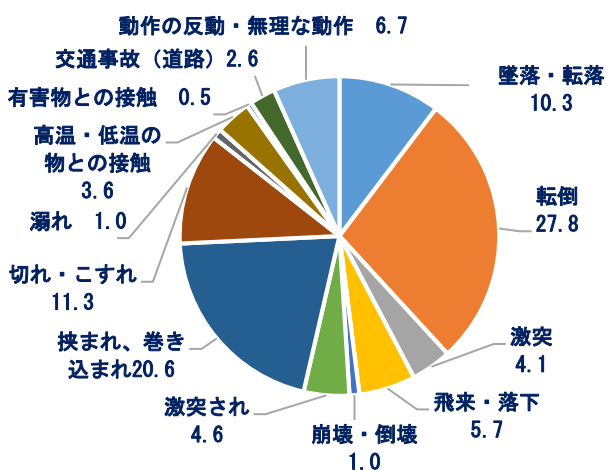
安衛法で必要と定める職長等に対する安全衛生教育は、建設業と製造業が対象業種です。

製造業に関しては、現在、食料品・たばこ製造業（化学調味料製造及び動植物油脂製造業を除く。）、繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロハン製造業を除く。）、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業が除外されています。

しかし、安衛法上は除外されている業種であっても、労働災害防止のため、法定の安全衛生教育を受講した職長を配置して、安全衛生管理に努めている事業場も数多くあります。

今般、安衛法において、災害発生割合が高い食料品製造業等が職長等教育の対象業種として義務化されることは、労働災害防止を図るうえで、大変重要なことです。食料品製造業等において、職長等教育を受講していない会員事業場においては、令和4年度中に計画的に同教育を受講していただき、法令を遵守した安全衛生管理に一層努めていただくようお願いいたします。

当協会では、令和4年度の職長等教育の機会を増やして対応することとしていますので、これに関するご相談・お問い合わせは、当協会本部又は各支部までお願いいたします。



食料品製造業（宮城県）
事故の型別労働災害発生状況
(令和2年の休業4日以上死傷災害194件)の分析
(データ出所：宮城労働局)

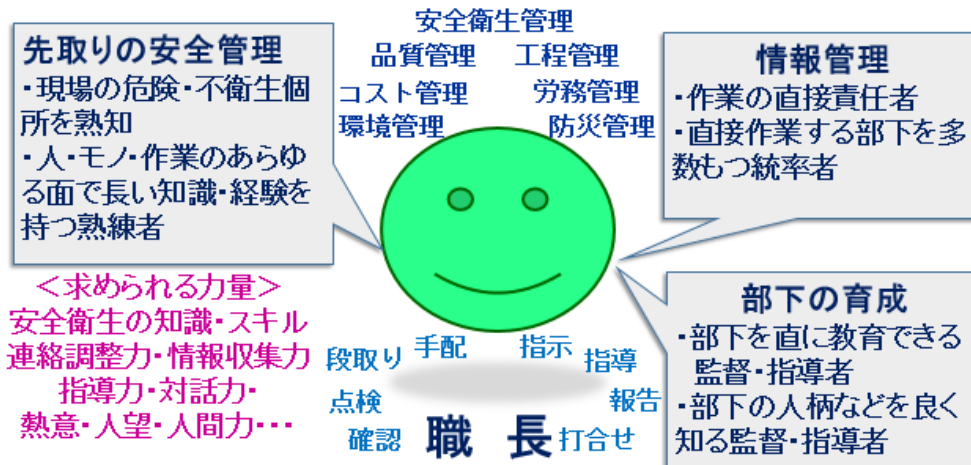


職長等教育の状況
(公社)宮城労働基準協会実施

<職長等教育を受講した職長等の安全衛生職務>

生産現場の職長は、ライン管理体制（経営者⇔管理者⇔職長⇔労働者）の中で安全衛生のキーパーソンであり、その役割や職務は多岐にわたることから、職長等教育を受講して、正しい知識・スキル等を身に付けて、安全衛生職務遂行に役立てましょう。

職長(監督、班長、リーダー等の総称)の役割



<職長の主要な安全衛生職務>

- ① 職場安全衛生実行計画の立案・推進
- ② 職場安全衛生会議の開催
- ③ 作業標準となる安全作業手順書等の整備
- ④ 職場における安全指導・教育訓練
- ⑤ 作業者の適正配置と安全指示
- ⑥ 作業者の健康管理と早期措置
- ⑦ 作業設備・作業環境等の維持管理
- ⑧ 作業設備・環境や作業方法の改善
- ⑨ 異常・災害発生時の緊急措置
- ⑩ 異常・災害原因調査への情報提供と再発防止対策検討に参画
- ⑪ リスクアセスメントへの情報提供と参画
- ⑫ 部下の災害防止への関心の保持への取組み（日常的な職場活動の推進・指導）
 - ・危険予知活動
 - ・ヒヤリ・ハット活動
 - ・相互声かけ活動
 - ・改善提案活動
 - ・4S活動 等
- ⑬ 混在作業時の連絡調整
 - ・総合的な安全衛生管理体制（総安体制）下での混在作業では、「連絡調整責任者」として職務を果たす場合がある。